

## 5 予防・健康づくりの取組の推進～自由度の高い財源・制度の創設～

(経済産業省、厚生労働省)

【提言・提案項目】 **制度**・**予算**

人生100年時代に全ての国民が健康に活躍できる国づくりをめざすため、地域の実情に応じた予防・健康づくりの取組を支援する自由度の高い財源・制度を創設すること。

### 《現状・課題等》

- 本県では、これまで予防・健康づくりに取り組んできた結果、女性の健康寿命は全国2位、がんの75歳未満の年齢調整死亡率は全国5位となりました。一方で、昨年「第7回みえ県民意識調査」によると、人生100年時代を迎えるにあたって、不安の理由の92.4%が健康の維持であり、健康寿命の延伸に向けた予防・健康づくりの取組は、地域にとって重要なテーマとなっています。
- 予防・健康づくりの取組について、保険者においては、平成29(2017)年度から国民健康保険に「保険者努力支援制度」、平成30(2018)年度から協会けんぽに「インセンティブ制度」が導入されており、インセンティブを付与することにより各保険者の取組の推進が図られています。  
また、国の各府省庁においても、特色のある地域の予防・健康づくり取組を支援する補助制度が創設され、本県においても補助制度を活用した予防・健康づくりの取組が実施されています。
- 本県では、平成30(2018)年7月に「三重とこわか健康マイレージ事業」を導入し、個人が主体的に健康づくりに取り組む環境づくりを行うとともに、令和元(2019)年度は、「三重とこわか県民健康会議」を設置するなど、企業、関係機関・団体、市町等が連携し、社会全体で健康づくりに継続して取り組むこととしています。
- そのような中、国の第25回未来投資会議(平成31年3月20日)において「予防・健康づくりは、健康に無関心な層を含め、全ての世代や地域の住民を対象に進めることが必要。このためには、個人の努力に加えて、個人を支える企業、保険者、地方自治体等の役割が重要。」とされており、予防・健康づくりについて、社会全体で取り組む必要性が示されました。
- このように、予防・健康づくりの取組は、社会全体で取り組む必要がありますが、取組を一層加速させるためには、新たな制度を創設し、インセンティブの強化を図る必要があります。
- 制度の創設にあたっては、地方自治体と企業や団体等が連携できる制度、地域が創意工夫を凝らして取り組むことができる自由度の高い制度、かつ、優れた民間サービス等を活用することができる制度が望まれます。
- また、予防・健康づくりの取組は、継続して実施することが重要であることから、社会全体で取り組む予防・健康づくりの仕組みが持続可能なものとなるよう恒久的かつ安定的な財源を確保する必要があります。

事務担当 医療保健部健康づくり課

関係法令等 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律、健康増進法

# 5 予防・健康づくりの取組の推進～自由度の高い財源・制度の創設～

(経済産業省、厚生労働省)

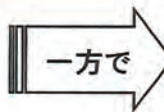
本県のこれまでの予防・健康づくりの取組の成果！

女性の健康寿命

全国  
2位

がんによる75歳未満の  
年齢調整死亡率  
(人口10万人あたり)

全国  
5位



人生100年時代への最大の不安は、  
「健康の維持」

92.4%

第7回みえ県民意識調査(H30.4)

未来投資会議(平成31.3.20)で提案された「予防・健康づくりの方向性案」に沿った一層の取組が必要！

①インセンティブについて  
保険者努力支援制度等  
の強化の検討が必要

各保険者による  
積極的な取組の推進

＜インセンティブ付与の制度＞  
○国民健康保険  
「保険者努力支援制度」創設(H29)  
○協会けんぽ  
「インセンティブ制度」本格導入  
(H30)

各地域における予防・健康づくり  
の取組強化に寄与！

インセンティブ付与等の取組には  
保険者間のバラつきあり  
道半ば

保険者の予防・健康  
インセンティブの強化

②予防・健康づくりは全ての世代や  
地域の住民を対象に進めることが必要

国の補助制度を活用した特色ある取組

玉城町: 元気バス  
(総務省H21、  
厚労省H21～H23)

いなべ市:  
元気づくりシステム  
(総務省H24)

亀山市:  
QOL支援モデル事業  
(経産省H27)

名張市: スマート地域  
包括ケアシステム  
(内閣府H29)

新たに予防・健康インセンティブ強化に  
向けた自由度の高い事業スキームが必要

③個人の努力に加えて、個人を支える企業、保険者、  
地方自治体等の役割が必要

本県独自の取組(多様な主体の参画のための環境整備)

○三重とこわか健康マイレージ事業(H30.7～)  
・食生活の改善、がん検診の受診等、市町の  
定めた健康づくりメニューへの参加に対して  
ポイント付与  
・参加者はマイレージ特典協力店でサービスを受ける  
○三重とこわか県民健康会議の設置(令和元年度)  
・関係機関・団体、報道機関、市町等が参画  
・社会全体で健康づくりに継続して取り組む機運の醸成



社会全体で予防・健康づくりに取り組む  
環境整備の一層の強化が必要

## 予防・健康づくりの取組を支援する自由度の高い財源・制度の創設

特 徴  
○支援対象: 地方自治体、地域コミュニティ、企業、大学等  
○地域の創意工夫を活かせる高い自由度  
○優れた民間サービス等の活用

活用

意欲ある自治体をフィールドとして実証を！  
データ等によるエビデンスを確認・蓄積！

地方自治体

・機運醸成  
・拠点整備

大学

・調査・研究  
・人材育成

企業

・サービス提供  
・ノウハウ提供

住民

地域コミュニティ

・健康増進事業実施  
・活動、交流の場運営

【提言・提案項目】

人生100年時代に全ての国民が健康に活躍できる国づくりをめざすため、地域の実情に応じた予防・健康づくりの取組を支援する自由度の高い財源・制度を創設すること。

【医療保健部】

## 6 医師の確保および看護職員の確保・育成に向けた取組の推進

(厚生労働省)

【提言・提案項目】 **制度**・**予算**

### 1 医師の確保に向けた取組の推進

- (1) 医師確保計画を策定するため、都道府県が地域別、診療科別に将来の需給推計が可能となるよう十分な情報提供を行うこと。また、医師少数区域等の設定については、都道府県状況をふまえ、医師少数スポットを柔軟に設定できる仕組みとすること。
- (2) 臨床研修病院の指定および研修医の募集定員の設定について国から都道府県への権限移譲にあたって、業務の引き継ぎ等、十分配慮するとともに、業務遂行に必要な予算措置を行うこと。
- (3) へき地や離島の診療所において、持続可能な地域医療提供体制を構築するため、グループ診療等、医師のローテーションでへき地医療を支えることができる管理者要件の緩和を行うこと。
- (4) 子育て中の医師等が就業を継続し、働きやすい勤務環境づくりを促進するため、勤務環境改善に取り組む医療機関を支援するための公的な認証制度を国の制度として創設すること。

### 2 看護職員の確保・育成に向けた取組の推進

- (1) 看護職員の需給推計の策定にあたっては、都道府県が地域別に将来の需給推計が可能となるよう十分な情報提供を行うとともに、需給推計に必要な財政支援措置を行うこと。
- (2) 看護職員の確保・定着を図るためには、看護職員が切れ目のないキャリアを積み重ねられるように復職や就業等のさまざまな支援を行う必要があることから、ナースセンター事業に対する十分な財政支援措置を行うこと。
- (3) 今後の地域包括ケアシステムを担う質の高い看護職員の確保・育成のため、多様なキャリアデザインを支援するための研修事業に対し、十分な財政支援措置を行うこと。また、在宅医療を担う看護師の育成のため、特定行為研修の受講促進の取組に対し、十分な財政支援措置を行うこと。

### 《現状・課題等》

- 平成30(2018)年7月25日の医療法改正に基づく医師確保計画の策定にあたって、医師少数区域を設定し、医師確保の目標数を定めることとなります。その指標を策定するにあたって、厚生労働省が二次医療圏ごと、三次医療圏ごとに医師数に関する指標の算定を示すこととなりますが、都道府県が地域別、診療科別に将来の需給推計を行うためには、基礎的データが必要です。また、改正医療法では、二次医療圏ごとに医師少数区域を設定することになってはいますが、本県の実状に応じた医師確保対策を講じるためには、医師少数区域等を柔軟に設定する必要があります。
- 令和2(2020)年度から改正医療法により、臨床研修病院の指定及び研修医の募集定員の設定について、国から都道府県へ権限が移譲されることから、業務移管に際して遺漏のないよう事務引き継ぎが必要です。また、国から移譲される業務量が過大となることが想定されることから、本県の人員確保を含め業務遂行に必要な予算措置が必要です。

- 本県のへき地や離島の診療所では、医師の高齢化などにより今後の医師不足が懸念されていますが、勤務環境などから医師確保が難しい状況にあり、1診療所1医師の体制維持が困難な状況にあります。今後、複数の診療所の管理者が連携して、複数の診療所を管理するグループ診療が求められています。現在の医療法では、明確な規定はなく、管理者の専任管理の要件からグレーゾーンとされているため、法的な整理が必要です。
- 本県では、平成27(2015)年度に県の公的な認証制度である「女性が働きやすい医療機関」認証制度を創設し、現在、15医療機関を認証していますが、今後、女性医師を含む医療従事者の働き方改革を効果的に進めていくためには、勤務環境改善に主体的に取り組む医療機関に対する評価を国全体で取り組んでいく必要があります。
- 本県では、看護職員の不足とあわせて地域偏在が大きな課題となっていますが、平成31(2019)年2月に国から示された看護職員の需給推計方法では、施設別の需給推計のみとなっています。今後、都道府県において看護職員の需給推計を策定するにあたって、地域別の需給推計ができるよう十分な情報提供や財政支援が必要です。
- 本県では、不足する看護職員の確保のため、これまで三重県ナースセンターによる再就業の斡旋等を実施していますが、平成27(2015)年10月より「看護師等の人材確保の促進に関する法律」の規定に基づき、免許保持者の届出が努力義務になったことから、より身近な地域で復職支援等が受けられるよう、平成27(2015)年12月に三重県ナースセンター四日市サテライトを開所しました。また、平成29(2017)年度には相談人員配置を強化して、復職支援事業(ナースカフェ)を実施するなどナースセンターの機能強化を図っていますが、今後も、医療機関等への広報活動をはじめ、きめ細かな就業斡旋(求人、求職のマッチング)を実施していくためには、地域医療介護総合確保基金による支援をはじめとした財政支援が必要です。
- 本県が実施した「キャリアアップ形成に関する調査」において、約6割の看護職員が「キャリアデザインがない」と回答している実態があることから、卒後教育においては、多様なキャリアデザインをサポートする体系的な教育体制の拡充が必要となっています。また、在宅医療を含む地域包括ケアシステムの構築を推進するためには、在宅医療介護連携のキーパーソンとなる看護職員が多職種と連携しながら患者のケアを中心的に担うことが求められています。一方、在宅ケアに資するため、褥瘡のケア、気管カニューレの交換、脱水時の輸液等の医療ケアを医師の判断を待たずにタイムリーに提供することができる看護師(特定行為研修修了者)についても、確保・育成を図る必要があります。

事務担当 医療保健部地域医療推進課

関係法令等 医療法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律、看護師等の人材確保の促進に関する法律、保健師助産師看護師法

# 6 医師の確保および看護職員の確保・育成に向けた取組の推進

(厚生労働省)

### 三重県における医師の地域偏在状況

医師不足が深刻な地域

地域医療構想区域別 医師数 (人口10万人あたり)

全国	240.1
三重県	217.0 <b>36位</b>
桑名	157.5
三河	200.5
鈴鹿	172.0
津	371.4
伊賀	149.4
松阪	228.6
伊勢志摩	218.4
東紀州	158.0

医療圏内の構想区域内においても医師偏在が存在

- 北勢医療圏
- 中勢伊賀医療圏
- 南勢志摩医療圏
- 東紀州医療圏

将来の需給推計が可能となる**情報提供**が必要

医療圏内における地域偏在への対応など**地域の実情に応じた医師少数スポット**が必要

### 「点」から「面」で支える地域医療

診療所の管理者には、常勤性が求められるため、開所日に管理者である医師が不在となることは、適当ではないとされている。

■複数医師で支える管理体制のイメージ

	開所日	管理者	月	火	水	木	金
I 診療所	月～金	A医師	A医師	B医師	C医師	休診	B医師
II 診療所	月～金	A医師	休診	C医師	B医師	A医師	休診
III 診療所	月～金	B医師	B医師	休診	A医師	B医師	A医師
IV 診療所	月～金	C医師	C医師	A医師	休診	C医師	C医師

医師不足により一人の医師に頼らず、**へき地診療所を複数医師で支える管理者要件の緩和**が必要

### 働きやすい環境づくりの促進

#### 研修医のへき地勤務希望時期

【三重県研修医アンケート】

- へき地勤務希望時期
- ・専門医資格取得後や独身時 → 多い
- ・出産や子育て世代 ⇒ 少ない

若手医師の勤務や女性医師の増加にあわせて、**子育て支援など、働きやすい環境の整備**が必要

「女性が働きやすい医療機関」**認証制度** **全国初!**

女性の医療従事者が働きやすい環境づくりに主体的に取り組んでいる医療機関を認証する三重県独自の制度 (認証は、15医療機関)

<認証医療機関からの声>

- ・職員のモチベーションが上がり、離職者が減少
- ・就業希望者が増加

### 臨床研修制度に関する権限移譲

業務の引き継ぎに対する**配慮や予算措置**が必要

国 → 権限移譲 → 県

- 臨床研修病院の指定・取消
- 年次報告の受理
- 研修医の募集定員の設定
- 研修プログラムの変更受理
- 指定継続にかかる訪問調査 など

## 【提言・提案項目】

### 1 医師の確保に向けた取組の推進

- (1) 医師確保計画を策定するため、都道府県が地域別、診療科別に将来の需給推計が可能となるよう十分な情報提供を行うこと。また、医師少数区域等の設定については、都道府県の実況をふまえ、医師少数スポットを柔軟に設定できる仕組みとすること。
- (2) 臨床研修病院の指定および研修医の募集定員の設定について国から都道府県への権限移譲にあたって、業務の引き継ぎ等、十分配慮するとともに、業務遂行に必要な予算措置を行うこと。
- (3) へき地や離島の診療所において、持続可能な地域医療提供体制を構築するため、グループ診療等、医師のローテーションでへき地医療を支えることができる管理者要件の緩和を行うこと。
- (4) 子育て中の医師等が就業を継続し、働きやすい勤務環境づくりを促進するため、勤務環境改善に取り組む医療機関を支援するための公的な認証制度を国の制度として創設すること。

【医療保健部】

# 6 医師の確保および看護職員の確保・育成に向けた取組の推進

(厚生労働省)

## 三重県の看護職員不足と地域偏在の現状

●三重県内の看護職員数 (単位:人)

人口10万人あたりの看護職員は全国の中では少ない。

平成28年	三重県	全国
看護師数	16,259	1,149,953
(人口10万対)	899.3(34位)	906.0
准看護師数	5,096	323,146
(人口10万対)	281.9(28位)	254.6
保健師数	681	51,273
(人口10万対)	37.7(38位)	40.4
助産師数	420	35,784
(人口10万対)	23.2(43位)	28.2
看護職員総数	22,456	1,560,156
(人口10万対)	1,242.0	1,229.1

出典:三重県「平成28年保健師助産師看護師准看護師業務従事者属再集計」  
※全国数値及び順位は、厚労省「H28年衛生行政報告例」(但し、三重県数値は別途算出)

●地域医療構想区域別の就業看護職員数 (人口10万対) (単位:人)



出典:三重県「平成28年保健師助産師看護師准看護師業務従事者属再集計」  
三重県「三重県月別人口調査 市町別年齢別人口 (2016年10月1日)」

国の需給推計では、施設別の需給推計結果のみ。看護職員の地域偏在の解消を図るため、地域別の需給推計を算出し、対策を講ずることが必要

## 三重県の看護職員確保への取組

●三重県ナースセンター事業

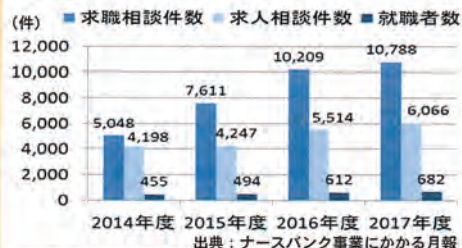
平成27(2015)年12月  
三重県ナースセンター四日市サテライト開設

より身近な地域で復職支援等が受けられるよう、支援体制を強化するとともに届出制度の促進を図る。

- ・無料職業紹介
- ・求職相談(電話・メール・来所)
- ・医療機関等施設訪問による情報収集、情報提供
- ・求職・求人登録の促進

県は、得られた情報の分析を行い、三重県ナースセンターと連携協働し事業を展開

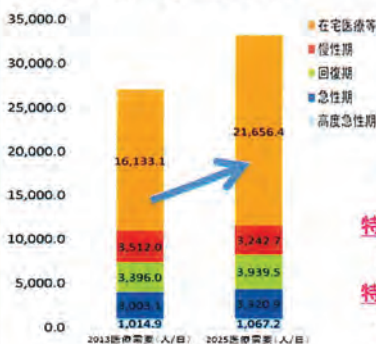
●求職・求人・就職者数の推移



求職・求人の増加に比べマッチングによる就職者数は少ないため、医療機関等施設訪問による調整など、さらなるマッチング機能を高めることが必要

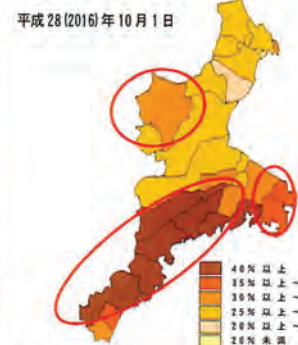
## 在宅ケアの向上のために

●三重県における医療需要推計



出典:地域医療構想策定支援ツール

●三重県市町別高齢化率



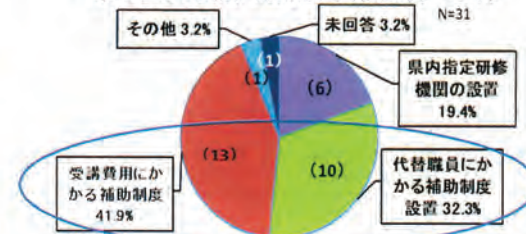
出典:三重県戦略企画部統計課「年齢別人口」

●特定行為に係る看護師の研修制度

在宅医療で必要に応じて褥瘡のケア、気管カニューレの交換、脱水時の輸液等の一定の医療行為(特定行為)を、医師等の判断を待たずに、手順書に基づいて提供できる看護師を養成することにより、患者へのケアの質の向上をめざす。

特定行為研修修了者(平成30(2018)年9月現在)  
全国 1,205名(2025年までに10万人以上を目標)  
特定行為研修指定研修機関(平成31(2019)年2月現在)  
全国 39都道府県 113施設  
三重県 2019年度中の指定をめざす

●看護師に特定行為研修を受講させるにあたり県に求める支援(最も優先順位の高いもの)



出典:「特定行為に係る看護師の研修制度」にかかるアンケート(介護老人保健施設・特別養護老人ホーム)【平成31(2019)年1~2月三重県実施】

在宅ケアの向上のため、特定行為研修の受講促進を図ることが必要

## 【提言・提案項目】

### 2 看護職員の確保・育成に向けた取組の推進

- (1) 看護職員の需給推計の策定にあたっては、都道府県が地域別に将来の需給推計が可能となるよう十分な情報提供を行うとともに、需給推計に必要な財政支援措置を行うこと。
- (2) 看護職員の確保・定着を図るためには、看護職員が切れ目のないキャリアを積み重ねられるように復職や就業等のさまざまな支援を行う必要があることから、ナースセンター事業に対する十分な財政支援措置を行うこと。
- (3) 今後の地域包括ケアシステムを担う質の高い看護職員の確保・育成のため、多様なキャリアデザインを支援するための研修事業に対し、十分な財政支援措置を行うこと。また、在宅医療を担う看護師の育成のため、特定行為研修の受講促進の取組に対し、十分な財政支援措置を行うこと。

【医療保健部】

## 7 社会的養育推進に向けた基盤の強化

(厚生労働省)

【提言・提案項目】 **制度**・**予算**

### 1 児童相談体制の充実と強化

- (1) 児童相談所の増設など、地域の実情をふまえて取り組む児童相談体制の強化に対して、適切に地方交付税を積算するとともに、地方交付税の総額を確保する等財政支援を行うこと。
- (2) 国が主体となってAI技術を活用した虐待対応に資するツールの開発を加速化させるとともに、本県をフィールドとして令和元（2019）年度に実施される児童相談対応へのAI導入に向けた実証実験の結果をふまえ、モデル事業の創設など地方が技術を導入する際の財政的支援を強化し、国と地方の連携による推進体制を整備すること。
- (3) 自分から声を上げられない子どもの権利を保障し、より質の高い社会的養育と児童相談体制を着実に整備していくため、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の一環として作成するガイドラインに基づき、国として子どもの権利擁護に関する体制のモデルを示すとともに、その実施に向けた地方自治体や民間団体の取組を積極的に支援すること。

### 2 里親養育包括支援体制の構築に向けた支援の強化

- (1) 新たに里親養育包括支援（フォスタリング）業務に取り組もうとする施設や団体、NPOが円滑に事業を開始できるよう、事業準備期間に要する経費（専門人材を養成する期間中における代替職員に係る人件費の補填、地域事情に応じた取組の導入に向けた検討、関係機関とのネットワークの構築など）に柔軟に対応できる交付金の創設や現行補助制度における特例的な嵩上げ措置など制度推進に向けてインセンティブを与える制度を創設すること。
- (2) 支援に高い専門性が求められる子どもの委託が増加している傾向をふまえ、支援の必要性の判断基準を明確に定めた上で、児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金の「里親養育包括支援（フォスタリング）事業」に、専門性の高い支援が必要な児童を養育する里親への支援メニューを新たに加えるとともに、里親手当等の加算などを検討すること。また、将来的には支援内容の質を確保した上で、地域において優先的、安定的に取り組めるよう里親養育包括支援（フォスタリング）事業の支出を補助金から措置費に切り替えること。
- (3) 里親制度の普及・促進に向けては、児童相談所と市町村が連携して取り組むことができる環境の整備が重要であるため、市町村が児童相談所等と連携して取り組む里親制度の普及・促進に向けた取組を財政面から支援する制度を創設すること。

### 3 児童福祉施設入所児童の養育環境の充実と自立支援

- (1) 施設の従来の努力が発展的に引き継がれる形で、施設の専門性の向上や高機能化および多機能化・機能転換、小規模化、地域分散化に生かせるよう、さらなる具体的な支援策を構築すること。
- (2) 家庭的ケアにおける児童の処遇向上と職員の勤務条件の緩和に向けて、地域小規模児童養護施設および委託一時保護専用ユニット（乳児を含む）への職員配置の充実および1ユニットあたりの児童定員の縮減を図るとともに、小規模化した施設において緊急的に措置児童を受け入れなければならない場合における入所定員の柔軟な運用を行うこと。また、利用者の変動の大きい委託一時保護専用ユニットを有効活用するため、子育て短期支援事業（ショートステイ等）や、里親の一時的な休息のための援助（レスパイトケア）で受け入れる児童が利用できるようにすること。
- (3) 乳児院および児童養護施設における心理職員の配置を、心理療法対象人数による加算配置から常時配置へ変更を行うこと。
- (4) 高校生の部活動に要する経費については、中学生の場合と同様に支弁の対象とすること。
- (5) 児童養護施設退所後の円滑な自立を支援するため、入所中から退所後まで一貫した支援を行う職員を児童養護施設に恒常的に配置できるよう、措置費の見直しを行うこと。

### 4 CDR(Child Death Review)の実施に向けた制度整備

全ての子どもの死亡を検証し、予防可能な子どもの死をなくすため、CDRに関する調査研究を進め、法整備を含めた制度設計を行うこと。

## 《現状・課題等》

### 1 児童相談体制の充実と強化

- 「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30（2018）年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）に基づき、児童相談所や市町村の体制および専門性を強化するため「児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）」が策定され、令和4（2022）年度までに児童福祉司等の更なる増員が必要とされました。また、現在国会で審議中の「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案」では、児童相談所の管轄区域は、人口その他の社会的条件について政令で定める基準を参酌して都道府県が定めるものとする案が提出されています。本県では、これまでも国の基準を上回る数の児童相談所と職員配置を持ち出しにより整備してきていますが、新プランの配置基準と設置している児童相談所数に見合った地方交付税の措置を講じていく必要があります。



- 本県においては、平成 24 (2012) 年に尊い幼い 2 人の命が失われる事案が発生し、同じような事案を発生させてはならないとの強い思いから、児童相談に関わる職員が一丸となって、研究者とも連携してアセスメントツールを開発しました。平成 26 (2014) 年度の運用開始後も毎年、対策に必要なデータの収集に努め、検証、見直しを重ねており、令和元 (2019) 年 6 月からは、児童相談対応における AI 活用に向けた実証実験に取り組むことを計画しています。また、児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議が公表した「児童虐待防止対策の抜本的強化について」では、国が主体となって、虐待事案に関するデータを収集し、その結果を AI で解析することにより、緊急性の判断に資するツールの開発を加速化することが明記されています。この取組を国が主体となって積極的に推進するとともに、本県が実施する児童相談対応への AI 導入に向けた実証実験の結果をふまえたモデル事業の創設などの財政支援策を充実させ、国と地方が連携した推進体制を整備していくことが必要です。
- 本県では、児童相談所が保護した性的虐待等の重篤な児童虐待の被害児童から聞き取りを実施するにあたっては、児童の心理的負担を最小限度に抑えることを目的に、警察、検察と連携した協同面接を可能な限り実施していますが、さまざまな制約から試行的な取組から本格実施への移行が難しい状況です。この協同面接を全国的に普及させていくには、国のレベルで司法、警察、福祉の連携のあり方を具体的に示すとともに、地方が行う医療機関や学校、支援機関等による多機関の連携を促進するための環境整備や取組に対する財政的な支援が必要です。また、子どもの意見表明権を保障するためにも、国として子どもの声を聞き取るアドボケートを養成し、子どもの権利を保障していく必要があります。

## 2 里親包括支援体制の構築に向けた支援の強化

- 児童福祉法が改正され、被虐待児童の自立支援に向けて都道府県が行う業務として、「里親の普及・啓発から児童の自立支援までの一貫した里親支援」と「養子縁組に関する相談・支援」が位置付けられましたが、「新ビジョン」における里親委託率を大幅に向上させる方向性をふまえれば、対応の難しいケースも含めて里親委託を進めていく必要があります。これに対応していくには、これまで地方任せであった里親の育成制度を改め、国による支援策を充実させるとともに、官民を挙げた里親の意識の向上やスキルアップ、さらには里親の取組を支援する体制を構築し、国が示すフォスタリング機関の安定した事業運営の確保と里親登録の質の向上と拡大を促進していく必要があります。
- 「新ビジョン」がめざす里親委託の数値目標を達成するには、里親登録者数を大幅に増やす必要があるため、里親制度を見直し、里親手当を充実させるとともに、子どもの支援に係る困難度や提供するサービスなどのケアニーズに応じて委託費を加算できる制度とするなど、里親の新規登録の促進を図る必要があります。
- 里親制度の推進にあたっては、都道府県と市町村との連携した取組が不可欠であるため、市町村が県と連携して取り組む里親の普及啓発に対する財政支援の仕組みを構築する必要があります。

### 3 児童福祉施設入所児童の養育環境の充実と自立支援

- 児童養護施設は、家庭的養護推進計画に基づき小規模化、地域分散化を積極的に進めるとともに、今後もその専門性を高め、医療的ケアの必要性や発達遅れ、保護者対応の難しさなどから、家庭復帰や里親委託に困難をきたすケアニーズの高い子どもへのケアの充実や、地域支援の強化に取り組んでいるところであり、多機能化等を図るための財政的支援を充実する必要があります。
- 要保護児童の8割近くを占める施設入所児童の処遇向上と職員体制の強化を図るため、本県では平成27(2015)年度から、地域小規模児童養護施設および乳児院のユニットケアに対し、ユニットへの児童指導員等の加配への補助を行っています。  
平成27(2015)年度から順次、職員配置基準が引き上げられているものの、施設職員の休暇や勤務ローテーション、緊急対応や研修の受講等考慮すると、経験の浅い職員が一人に対応せざるを得ない時間帯が日常的に生じるなど、ユニットにおける現在の職員配置では十分とは言えない状況です。また、委託一時保護専用ユニットにおける職員配置は、24時間受け入れ態勢の確保や、保護直後の落ち着かない子どもへの手厚い対応が必要なこと、さらには、子どもの観察など一時保護機能としての業務があることから職員を加配する必要があります。さらに、児童の処遇向上のために、小規模ユニットにおける1ユニットあたりの定員を減らす必要があります。  
一方で、施設の小型化により緊急時の措置児童の受け入れ先の確保が困難になることから、緊急時の柔軟な対応の必要があります。また、委託一時保護専用ユニットにおいては短期間の利用が多く、利用に見合う職員配置が難しいことや、施設の有効活用の面からも、他事業での利用も可能とする必要があります。
- 乳児院および児童養護施設には虐待により心に傷を負った子どもが少なくないことから、心理職員の配置を、心理療法対象人数による加算配置から常時配置へ変更を行うことも含め、職員体制のさらなる充実が必要です。
- 高等学校のクラブ活動に係る費用は措置費に一定額が含まれていますが、現実には不足分を子どもたちが負担できず、施設の持ち出しとなっています。施設で生活している子どもたちにとっての高等学校のクラブ活動は、体力の向上、自己肯定感の高揚等のために重要なものであり、中学校のクラブ活動費用と同様に措置費の支弁対象とする必要があります。
- 児童養護施設や里親のもとから、進学や就職により自立していく子どもたちについては、親や家庭の支援が得られないこと等を背景に、退学や離職、転職を繰り返す等の状況があり、貧困の連鎖にもつながっています。  
児童養護施設が退所した者の支援(アフターケア)を行うことは児童福祉法に規定されていますが、その一方でアフターケアを行う職員の人件費に係る加算等はありません。  
今般の児童福祉法の改正により、児童自立生活援助事業および社会的養護自立支援事業が創設されたところですが、児童養護施設を退所した者の多くが、最も頼りにしているのは出身施設であることから、児童養護施設のリーピングケア、アフターケア機能を充実する必要があります。

#### 4 CDR (Child Death Review) の実施に向けた制度整備

- 本県では、現在、有志の医療関係者、司法関係者、福祉関係者等が定期的に集まり、予防可能な子どもの死を防止する政策に生かすため、県レベルのCDR実施に向けて検討を行っています。しかし、現段階では、死亡検証に必要なデータ収集の課題や個人情報保護、守秘義務から各関係機関の情報共有が困難です。そのため生活背景や治療状況、育児の実態等を、医師や警察、児童福祉等の関係者、有識者が共有して原因を検証するまでに至っていません。虐待死や生活用品などによる事故などを個別に検証する仕組みはありますが、全ての子どもの死亡事例の詳細を共有し検証するには、国における運営指針や法整備を含めた制度設計（具体的なデータ登録や検証方法など）を進める必要があります。

# 7 社会的養育推進に向けた基盤の強化

(厚生労働省)

## 児童相談所充実に向けた取組

### ○相談増加に増設・増員で対応中！

・ **本県の児童虐待相談対応は平成20年度から4倍以上に！**  
H20年度 395件 → H29年度 1,670件

・ **児相6か所、職員207名** (うち非常勤80名)\* H31.4.1時点

(\*) H30年度三重県の地方交付税単位費用  
→児相2か所、職員101名



総理発言

「緊急総合対策に則り、児童相談所体制の拡充・充実を進める」  
〈中勢児童相談所視察 (H30.8.30)〉

H31.4.1  
鈴鹿児童相談所新設！  
人員も増加！

### ○今後、さらなる増員が必要！

・ 新プランによる人員基準 (2022年度) を満たすため、  
本年度比で児童福祉司20名程度の増員が必要

児童相談所の体制整備に係る  
地方交付税措置の充実・強化が必要

## 虐待防止・子どもの権利擁護の取組

### ○緊急総合対策や相談対応の増をふまえた本県の先進的な取組

・ **リスクアセスメントツール等の開発** ・ **児童虐待対応へのAI技術の導入検討**  
・ 多機関連携の強化 ・ アドボケートの養成 等

### ○リスクアセスメントツールを活用した分析で得られた知見

・ 本県において平成26年度からリスクアセスメントツールを活用したことにより、**約6,000件のデータが蓄積**され、様々な分析を実施

#### 再発率との関係

- ・ 以下にチェックがつくと何倍再発しやすいといったオッズ比を算出
- 過去に児童相談所に通告されていた記録がある ⇒ **2.55倍**
- 保護者が若い ⇒ **1.49倍**
- 首から上の傷あざ・腹部の打撲痕 ⇒ **1.23倍**

#### 一時保護の効果

- ・ データ分析によると一時保護によって虐待再通告率が3分の1低減
- 保護なし 18%** ↔ **保護あり 12%**
- ・ 平成29年度の一時保護に占める緊急保護の割合が平成24年度に比べ**約25ポイント増加**

緊急保護をためらわない意識が職員の間で浸透

AI技術を導入してこれまでの知見を活用

本県をフィールドとした実証実験



産業技術総合研究所の協力を得てAIを導入した実証実験を  
全国で初めて実施し、一時保護への対応を研究

今後はモデル事業創設等、アセスメントツールへのAI導入  
(アプリ・機器の導入・通信費等) 支援が必要

### 【提言・提案項目】

- 1 児童相談所の増設など、地域の実情をふまえて取り組む児童相談体制の強化に対して、適切に地方交付税を積算するとともに、地方交付税の総額を確保する等財政支援を行うこと。
- 2 国が主体となってAI技術を活用した虐待対応に資するツールの開発を加速化させるとともに、本県をフィールドとして令和元(2019)年度に実施される児童相談対応へのAI導入に向けた実証実験の結果をふまえ、モデル事業の創設など地方が技術を導入する際の財政的支援を強化し、国と地方の連携による推進体制を整備すること。
- 3 自分から声を上げられない子どもの権利を保障し、より質の高い社会的養育と児童相談体制を着実に整備していくため、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の一環として作成するガイドラインに基づき、国として子どもの権利擁護に関する体制のモデルを示すとともに、その実施に向けた地方自治体や民間団体の取組を積極的に支援すること。

【子ども・福祉部】

## 8 背後圏の生産性や安全・安心を高める四日市港の強靱化

(国土交通省)

【提言・提案項目】 制度・予算

- 1 四日市港の港湾機能強化に向けた霞ヶ浦地区のふ頭再編（北ふ頭 81 号岸壁整備）  
霞ヶ浦地区の混雑解消と、コンテナ取扱機能の高度化・効率化および災害対応力強化のため、北ふ頭 81 号岸壁（耐震）整備の早期事業化を図ること。
- 2 四日市港の港湾・海岸事業の推進
  - (1) 高まる港湾需要に対応するため、老朽化対策など港湾機能の維持・強化に必要な予算を確保すること。
  - (2) 臨海部の住民・企業の安全・安心を確保するため、防災・安全交付金（海岸）の予算確保を図るとともに、コンビナート沿岸の延長が長く高度な技術力を要する海岸保全施設の耐震・耐津波対策の早期事業化に向けた検討を進めること。

### 《現状・課題等》

四日市港は、明治の開港から現在に至るまで、中部圏における国際ゲートウェイとして、背後圏産業を物流面から支えるという重要な役割を担っています。

平成 30（2018）年 4 月 1 日には、臨港道路霞 4 号幹線（四日市・いなばポートライン）が開通し、平成 31（2019）年 3 月 17 日には、新名神高速道路の県内区間全線や東海環状自動車道の大安 IC～東員 IC 区間が新たに供用開始となりました。こうした背景から、四日市港の利便性はますます向上しており、平成 30（2019）年には、四日市港の外貿コンテナ取扱個数が初の 20 万 TEU 超を記録し、2 年連続で過去最高を更新したほか、背後圏産業の原材料となるバルク貨物や完成自動車の取扱も増加するなど、四日市港に対する物流需要はますます高まるものと見込まれます。

### 1 四日市港の港湾機能強化に向けた霞ヶ浦地区のふ頭再編（北ふ頭 81 号岸壁整備）

霞ヶ浦地区南ふ頭においては、オイルコークスやバイオマスといったバルク貨物の新たな受入れ、完成自動車の輸出再開による取扱増加、コンテナ取扱個数の増加に加え、外国客船の受入れも始まるなど混雑した状況が続いています。また、コンテナ取扱機能については、現在、南ふ頭と北ふ頭に分散しており、ふ頭間で横待ち輸送が発生するなど非効率な配置となっているほか、コンテナ専用の耐震強化岸壁がないことから災害時に物流機能を確保できないといった課題があります。

こうした霞ヶ浦地区の混雑解消とコンテナ取扱機能の高度化・効率化および災害対応力強化の実現に向けて、ふ頭再編によりバルク貨物や完成自動車の取扱機能を強化するとともに、分散するコンテナ取扱機能を北ふ頭に集約するために、北ふ頭 81 号岸壁（耐震）整備の早期事業化が求められています。

## 2 四日市港の港湾・海岸事業の推進

(1) 四日市港の港湾施設の多くは、供用から40年ほどが経過し、施設の延命化が喫緊の課題となっています。高まる港湾需要に対応するためには、国直轄事業や補助事業による霞ヶ浦地区の岸壁改良、東防波堤改良の老朽化対策を着実に実施することで、港湾機能の維持・強化を図っていく必要があります。

また、市街地に近い四日市地区は、親水性があり、人々が集い、憩える港湾空間の創出が求められていますが、老朽化が顕著である護岸を緑地護岸として改修しているため、緑地整備に係る社会資本整備総合交付金の予算確保が急がれます。

(2) 本県が実施した地震被害想定調査の結果、理論上最大クラスの南海トラフ地震が発生した場合、地震の揺れや津波等により県内で約53,000人の死者が発生するなど、広域かつ深刻な被害が想定されています。四日市港においても、一部地域が津波による浸水域になると想定されており、住民生活や企業活動の確保が喫緊の課題となっています。

南海トラフ地震などの大規模地震や津波により、四日市港の石油化学コンビナートが被害を受けた場合は、エネルギー供給機能の低下から、住民生活や復旧作業等への影響が懸念されるとともに、基礎素材・部材のサプライチェーン寸断による背後圏産業の生産性低下が危惧されます。

南海トラフ地震等の大規模地震や津波、高潮、波浪等に対して、臨海部の住民や企業の安全・安心を確保するために、富田港地区や1号地地区（末広町）で実施中の高潮対策および、長寿命化計画に基づく老朽化対策を行うことが求められており、本対策を着実に実行するためには、防災・安全交付金（海岸）のさらなる予算確保が必要です。

また、コンビナートを防護する塩浜・石原地区等における海岸保全施設の耐震・耐津波対策については、企業活動をさまたげることなく事業を行うための高度な技術力等が要求されるため、早期事業化に向けた検討が求められています。

事務担当 四日市港管理組合

関係法令等 港湾法、海岸法、社会資本整備総合交付金交付要綱

# 8 背後圏の生産性や安全・安心を高める四日市港の強靱化

(国土交通省)

## 四日市港の港湾機能強化に向けた霞ヶ浦地区のふ頭再編 (北ふ頭81号岸壁整備)



### ■ 現況と課題

#### バルク貨物への対応 (W22,W23等)

- ・ オイル・クスやバイオマス燃料等のバルク貨物の増加

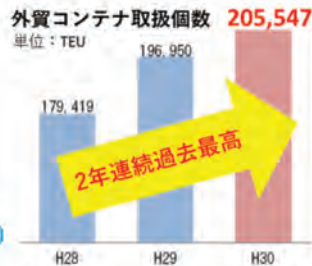
#### 完成自動車への対応 (W24,W25)

- ・ 輸出再開による取扱増加
- ・ 一部が四日市地区に分散

#### コンテナ (W26,W27,W80)

- ・ 北ふ頭と南ふ頭に分散
- ・ 耐震強化岸壁がない
- ・ コンテナ船の大型化
- ・ 外貿コンテナ取扱個数が初の20万TEUを記録

#### 大型クルーズ船受入れ (W24,W25)



**霞ヶ浦地区の混雑解消と、コンテナ取扱機能の高度化・効率化および災害対応力強化が課題**

### ■ ふ頭再編による効果

#### バルク貨物等取扱機能の強化

- ・ バルク貨物取扱能力の向上

#### 完成自動車取扱機能の強化

- ・ 完成自動車保管能力の増強
- ・ 完成自動車を霞ヶ浦地区に集約

#### 分散するコンテナ取扱機能を北ふ頭に集約

- ・ コンテナターミナルの高度化・効率化
- ・ 耐震強化岸壁による災害時の物流機能確保

必要な岸壁が確保され、霞ヶ浦地区の混雑が解消

**北ふ頭81号岸壁 (耐震) 整備の早期事業化により、四日市港の物流機能と災害対応力の強化が実現!!**

### 四日市港の将来を考えるフォーラム (令和元年.5.11開催)

四日市港を利用する荷主、船社、港運事業者等から意見表明をいただき、四日市港の機能強化の実現に向けて、地元の機運が高まっています。



(意見表明者からの声)

#### 自動車メーカー

・ 完成車等の輸送・保管能力の確保および効率化に向け、霞ヶ浦地区の機能強化が必要

#### 船社

・ 安定した貨物輸送の実現のため、港の生産性向上、大型船舶への対応、災害対応力強化が必要

### 提言

霞ヶ浦地区の混雑解消と、コンテナ取扱機能の高度化・効率化および災害対応力強化のため、北ふ頭81号岸壁 (耐震) 整備の早期事業化を図ること。

【四日市港管理組合】

# 8 背後圏の生産性や安全・安心を高める四日市港の強靱化

(国土交通省)

## 四日市港の港湾・海岸事業の推進

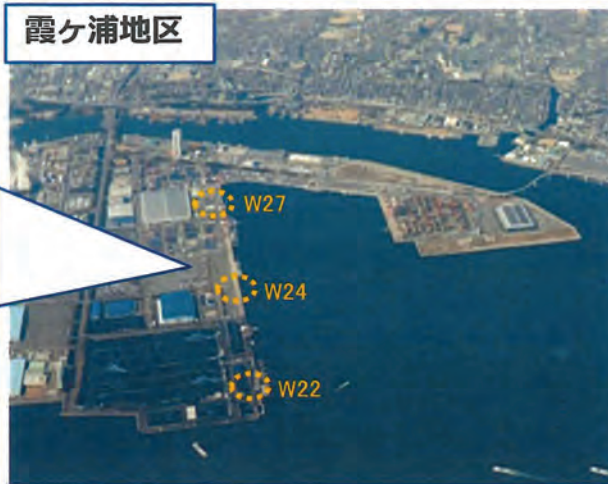
### 港湾事業

**老朽化対策 (W22,24,27,東防波堤)**  
 港湾施設の多くが供用から40年程経過し、施設の延命化が喫緊の課題

【W22下部工補修】 【W24上部工補修】



### 霞ヶ浦地区



### 四日市地区



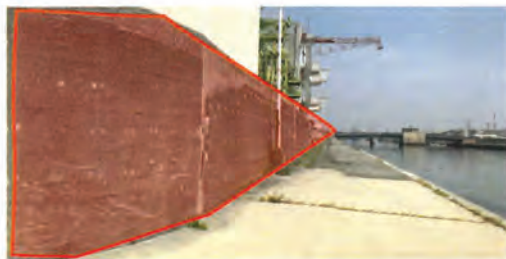
**緑地整備 (千歳運河緑地)**  
 老朽化した護岸の改修を行い、緑地として利用転換



【4号物揚場】

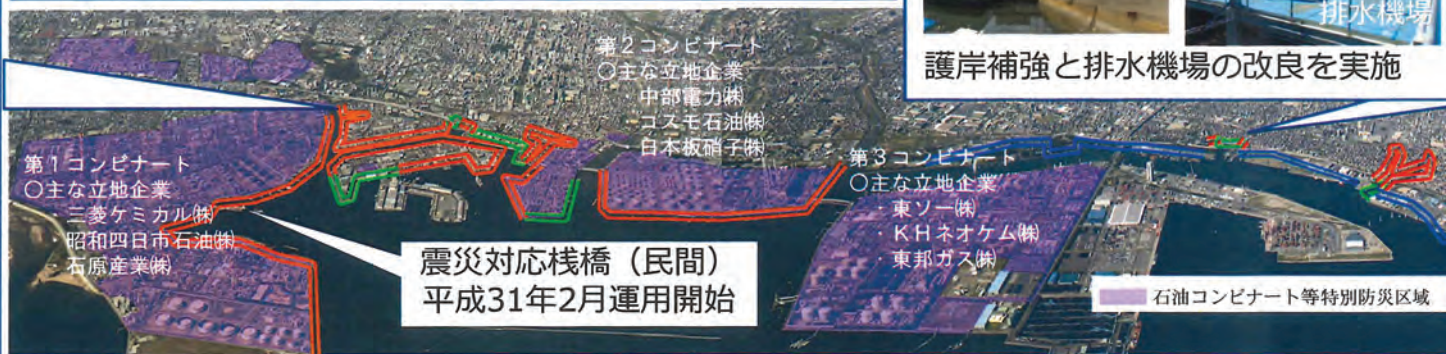
### 海岸事業

#### 1号地地区



耐津波対策を踏まえた胸壁補強

四日市港管理組合が所管する海岸保全区域における対策が必要な海岸保全施設 L=17.2km  
 (うちコンビナート沿岸 L= 8.1km)  
 四日市港管理組合が所管する海岸保全区域における対策が不要な海岸保全施設 L= 4.5km  
 三重県が所管する海岸保全区域における海岸保全施設



第1コンビナート  
 ○主な立地企業  
 ・三菱ケミカル(株)  
 ・昭和四日市石油(株)  
 ・石原産業(株)

第2コンビナート  
 ○主な立地企業  
 ・中部電力(株)  
 ・コスモ石油(株)  
 ・白木板硝子(株)

第3コンビナート  
 ○主な立地企業  
 ・東ソー(株)  
 ・KHネオケム(株)  
 ・東邦ガス(株)

震災対応栈橋 (民間)  
 平成31年2月運用開始

石油コンビナート等特別防災区域

#### 富田港地区



護岸補強と排水機場の改良を実施

#### 提言

- 1 高まる港湾需要に対応するため、老朽化対策など港湾機能の維持・強化に必要な予算を確保すること。
- 2 臨海部の住民・企業の安全・安心を確保するため、防災・安全交付金(海岸)の予算確保を図るとともに、コンビナート沿岸の延長が長く高度な技術力を要する海岸保全施設の耐震・耐津波対策の早期事業化に向けた検討を進めること。

【四日市港管理組合】